

○継続雇用規程

(目的)

第1条 この規程は、職員就業規程第12条に定める定年退職後、引続き雇用する職員の継続雇用の手続および労働条件等を定めるものである。

(対象者)

第2条 この規程の対象者は、職員就業規程第13条に定める労使協定の基準に該当し、継続雇用される職員とする。

(雇用形態)

第3条 継続雇用される職員の雇用形態は、有期雇用とし原則1年単位の雇用契約とする。

(契約更新の条件)

第4条 継続雇用の契約更新は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 引続き勤務することを希望していること
- (2) 直近の健康診断の結果、心身ともに健康で業務遂行上問題がないこと
- (3) 業務遂行に必要な体力に問題なく、加齢による衰え等がないこと
- (4) 無断欠勤がなく、勤労意欲が高いこと

(従事する業務の決定)

第5条 従事する業務は、原則として従前の業務とする。

(手続き)

第6条 本会は、定年後、引続き勤務することを希望する職員に対し、定年に達する日の3ヶ月前に継続雇用制度の説明を実施し、継続雇用希望の意向を確認する。

- 2 継続雇用の希望がある職員は、継続雇用申出書により本会へ申し出るものとする。
- 3 申出があった場合、本会は、速やかに審査をし、遅くとも2ヶ月前までに継続雇用の可否を決定し通知するものとする。
- 4 本会は、継続雇用する場合、労働条件等を明示し、契約職員として継続雇用の契約をするものとする。
- 5 2回目以降の継続手続は契約期間満了日の1ヶ月前に意向を確認し行うものとする。

(社会保険等)

第7条 継続雇用される職員として継続勤務する職員の社会保険及び雇用保険は、引き続き加入する。

(有給休暇)

第8条 継続雇用される職員の年次有給休暇算定は、定年前の勤務年数を引き継ぎ、職員就業規程第27条を適用する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年7月1日より施行する。

(平成24年6月23日理事会承認)